

6. 8. 11
285F

こと述へタルニ対し船主側ハ一先帰船協議ノ上面会スベシト
 テ一旦引揚ケ協議ヲ遂ケ今日午迄四時頃ニ會社樓上ニ支店長
 ヲ訪向解雇手當四ヶ月分ヲ要ホセリ 斯クテ江波支店長ハ
 出来得ル限リ要ホク承諾シ度キモ本社ノ意向ヲ待タズナラ
 又故業ニ偶田合同ノ解雇手當ノ例ニヨリ是カスベシト述ヘタ
 ルニ対シ代表者等ハ之ヲ諒トシテ無事引揚ケタリ
 六五過
 事業主側
 事業主側ニ於テハ態度強硬ニシテ船主側ノ態度如何ニ依リ
 テハ全負解雇ヲ以テ臨ムヘク極メテ強硬ナリ
 労働者側
 労働者側ニ於テハ対策ニ就キ協議中ナルニ目下不穩ノ行動
 ナシ
 右及申(通)報便也

芳 三三三七號
 昭和六年八月五日
 警視總監 高橋守 鑑
 労働局長 宮 殿

東京合同運送株式会社錦糸町支店爭議ニ関スル件(第二報)

要旨
 七月二十六日會社側ニ於テハ工名ノ紛争ヲ解雇セリ
 會社側ニ於テ補遺金付ラ得ルニシテ六月二十日貴書ヲ收受セリ
 労働者側ニ於テハ會社ノ態度強硬ノレニ強シテ罷業ノ再行ヲ貴リ
 前田ノ調停者岡野律師ニ交渉ク一任スル様様ナリ
 標記爭議ニ関シ七月十九日以降會社樓上ニ於テ勞資数次ノ會見
 折衝ヲ遂ケタルモ兩者ノ態度極メテ強硬ニシテ妥協莫ク見ルニ
 至ラス